

第74回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

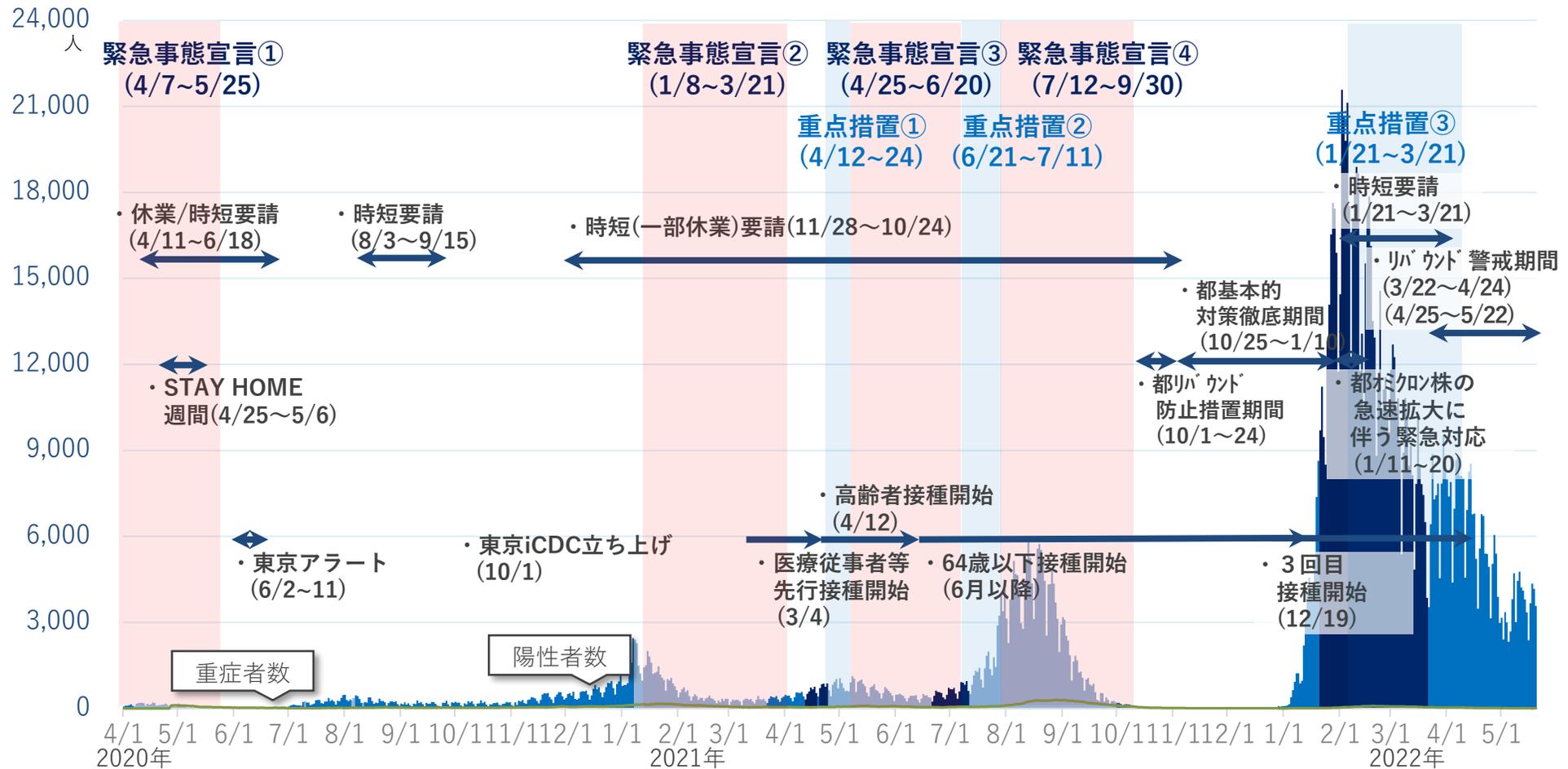
令和4年5月20日（金）18時15分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

都内の陽性者数等の状況（令和4年5月20日時点）

重症者	3人	オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率 2.0% 増減の傾向	宿泊療養	2,093人 / 約13,000室
入院	1,137人		病床使用率 15.7% 増減の傾向	陽性者

※宿泊療養者数は5月19日時点



直近の国の動き

令和4年3月17日	第90回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更 ○ まん延防止等重点措置の終了 区域 北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県 終了日 令和4年3月21日
令和4年4月6日	第91回新型コロナウイルス感染症対策本部開催 (持ち回り開催)	(「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」については、変更なし)
令和4年5月19日	第84回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード	「日常生活における屋外と、小児のマスク着用について」(和田先生提出資料)

近隣3県における感染状況等

(各県ホームページ、5月19日時点)

	埼玉県	千葉県	神奈川県
重症患者数	1人	3人	12人
重症者用病床使用率	0.5%	2.4%	5.71%
入院患者数	374人	184人	371人
病床使用率	20.5%	11.4%	17.67%
新規陽性者数 (7日間平均)	1,393.4人 (9,754人/7日)	995.3人	1,874.57人

5月23日（月）以降の対応

✓ リバウンド警戒期間は終了

「基本的な感染防止対策の徹底」の継続

✓ 主な取組

- 基本的感染防止対策の徹底
- コロナ医療と通常医療との両立を図る
医療提供体制の確保
- ワクチン接種の促進

5月23日以降の取組（案）

令和4年5月20日
東京都

1. 5月23日以降の取組

(1) 区 域

都内全域

(2) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、5月23日以降、以下の要請、協力依頼を実施

① 都民向け

- ・ 基本的な感染防止対策の徹底
- ・ 感染を拡げないための行動 等

② 事業者向け

- ・ 業種別ガイドラインの遵守
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(基本的な感染防止対策の徹底)

- こまめな『換気』を行うこと
- 混雑している場所や時間をできるだけ避け、『3密を回避』すること
- マスクの着用は感染防止対策として大変重要なため、特に人と会話をする時や混雑する場所では『マスク着用』を徹底すること
- 会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクを着用すること
- こまめに『手洗い・手指消毒』を行うこと

(感染を拡げないための行動)

- 自分と大切な人や社会を守るためにも、早めにワクチン接種を検討すること
- 発熱等の症状が出た場合は速やかに診察を受けること
- 感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・ 認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼・ 飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクシヨン」の活用を推奨
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼・ 酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">● カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼● 上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・ 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 以下の事項を実施するよう協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止対策の実施・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 → 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するイベント
又は必要な対策を十分に施さないイベント
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
 - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
 - ・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底や、直行直帰の呼びかけ等を行うよう協力を依頼
- 接触確認アプリ等を活用することを要請（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

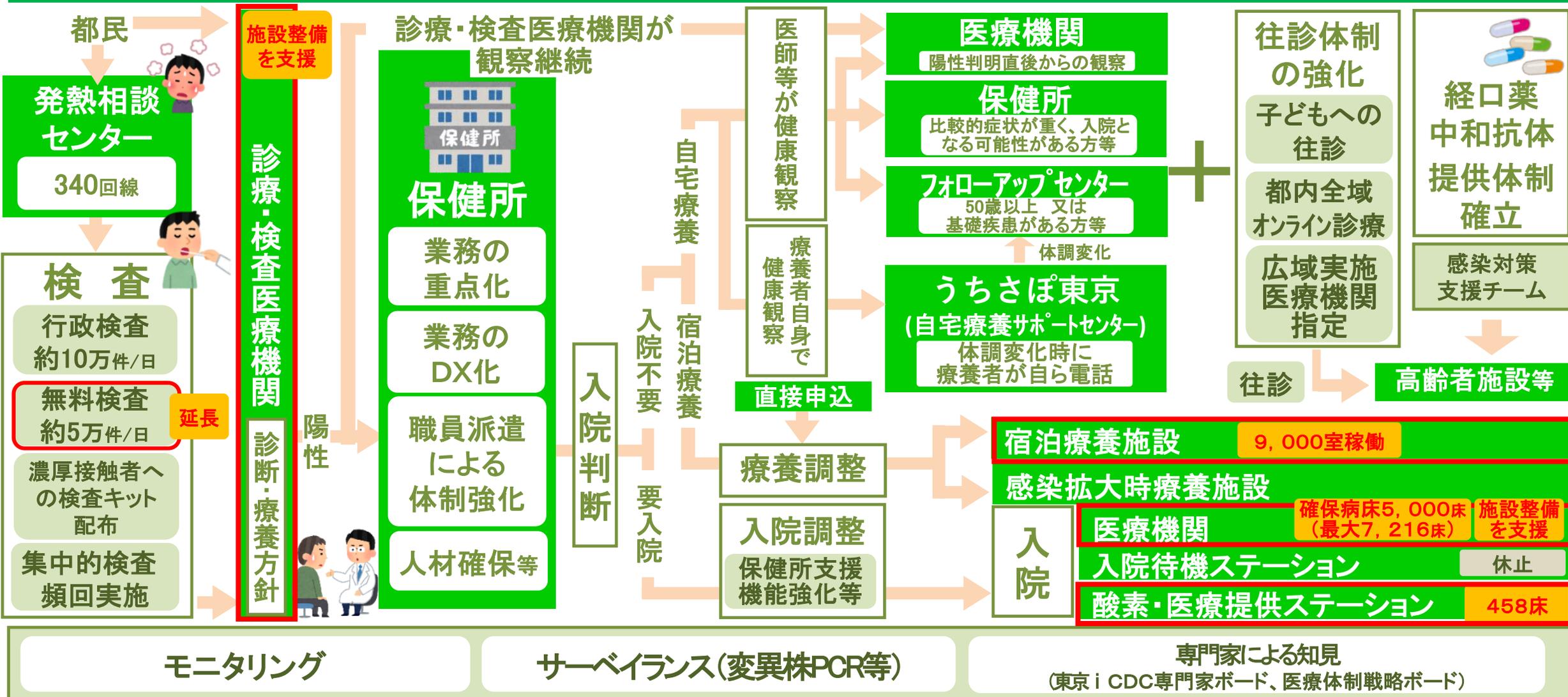
- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食 : 大人数の会食、ホームパーティー 等
イベント : 小規模イベント、結婚式 等
移動 : 都道府県間の旅行 等
その他 : 高齢者施設での面会 等

保健・医療提供体制の全体像



医療提供体制①

赤字:新規施策(方向性)等

通常医療との両立を図るため、病床確保レベル1 (5,000床)

※最大確保病床 7,216床

一般医療や救急のひっ迫状況、重症患者の割合などに応じて、通常医療への振り替えや、重症者用病床数の引下げなど、柔軟な運用を行う

軽症・中等症の患者の転院、軽症者の宿泊療養施設、自宅等への退院を促進

臨時の医療施設の高齢者等医療支援型施設(赤羽)137床を設置(5/9~)

病院における感染症対策のための施設整備への支援を強化

医療機関

酸素・医療提供ST

肺炎症状が少ない特性を踏まえ機能転換(外来、救急応需を強化)

458床:調布 84床⇒立川 92床に移転(6月)、築地デポ 191床、都民の城 140床、練馬 35床

※病院型の豊島・荏原病院は休止、入院待機STは酸素医療提供STに機能統合

宿泊療養施設

確保居室 約12,000室を維持、施設稼働レベル1(約9,000室)

うち医療機能強化型 220室、妊婦支援型 40室維持

入所調整本部 最大276名体制(76→196→276名)

医療提供体制②

赤字:新規施策(方向性)等

感染拡大時 療養施設

原則無症状・重症化リスクのない軽症の陽性者で家庭内感染の可能性のある方、親子で療養可能な入居施設 604床(立飛279床、立川325床)
うち医療機能強化型施設100床(立飛)

検査体制

第6波実績を踏まえた20.8万件/日の検査需要見込みに対し、合計29万件/日の検査体制を確保

行政検査:約10万件/日、検査機器の増設支援(6月~)

集中的検査等:約10万件/日、施設等職員の頻回検査(週1回→週2~3回)を実施(4/7~)

無料検査:最大5万件/日(当面の間延長)

濃厚接触者への検査キット配布:4万件/日(~6/30)

診療・検査医療機関(約4,500機関)の増加を働きかけ、**診療所におけるゾーニング等の施設整備を支援**、絞込み検索機能の充実などの診療・検査医療機関マップの機能改善(3/11~)

医療提供体制③

自宅療養体制

発熱相談センター 340回線

(100回線→150回線(1/20～)→200回線(2/1～)→280回線(2/11～)→340回線(2/19～))

自宅療養者フォローアップセンター 4か所最大600名体制

自宅療養サポートセンター(うちさぽ東京) 最大340回線

入院調整本部の体制維持(軽症者の入院調整、保健所支援機能、往診調整機能等)
(1月以降2,500件を超える転退院を実施)

医療機関による陽性判明直後からの健康観察の促進(約1,800医療機関が参画)

往診体制(都内全域オンライン診療、医師会往診(38地区)、広域的に実施する医療機関(36医療機関)、施設向け医療支援チーム(25地区医師会)、かかりつけ医への透析患者の搬送(2/5～))

パルスオキシメーター 約33万台確保、配食サービス 最大9.6万食/週

「自宅療養者向けハンドブック」を改訂、学生寮・部活動で集団感染を防ぐチェックリストの作成、学生を対象とした感染予防チェックリストを新たに作成(4/22～)

医療提供体制④

赤字:新規施策(方向性)等

高齢者 対策

施設の感染制御・業務支援体制の強化(事前研修実施、支援チーム派遣、相談窓口設置)(4月下旬～)

高齢者施設等職員の頻回検査(週1回→週2～3回)を実施(4/7～)

高齢者施設への往診体制強化(医療支援チーム拡充 25地区医師会)(4月下旬～)

経口薬・中和抗体薬:高齢者施設や施設嘱託医の属する医療機関の登録促進(4/1～)

高齢者等医療支援型の臨時の医療施設を整備、
臨時の医療施設の高齢者等医療支援型施設(赤羽)137床を設置(5/9～)(再掲)

療養病床を持つ医療機関や軽症・中等症の受入医療機関等の活用を促進(5月中旬～)、
都立公社病院において介護度がより高い高齢者を受け入れる体制を強化(6月～)

コロナ治療が終了した高齢者の療養病床への転院促進(5月中旬～)

ワクチンバス(移動式接種会場)、都大規模接種会場での4回目接種推進

高齢者施設の人的応援体制を強化(理学療法士、作業療法士を派遣)(5/17～)

医療提供体制⑤

子ども 対策

保育所等へ感染対策支援チームを派遣、保育施設における感染症対策リーフレット改訂

保育士・ベビーシッター・小学校職員を対象に集中的検査を実施中

保育施設等職員の頻回検査(週1回→週2~3回)を実施(4/7~)

自宅療養中の子どもへの往診の実施(3/17~、343件)

休日に小児の診療を行う医療機関の体制強化(4月末~)

妊婦支援型の臨時の医療施設(イースタワー(品川プリンスホテル)・ファーイーストビレッジホテル東京有明・都立・公社病院)(再掲)

子どもを含む家族で利用可能な感染拡大時療養施設(再掲)

保育士・ベビーシッターへのワクチン接種を推進、親子接種の実施(3/14~)、
ワクチンバス(移動式接種会場)による小児接種を実施(3/23~)

保育所等の休園時における代替保育(公民館・児童館等)への支援

親が陽性・子どもが濃厚接触者となった場合の、子どもの預け先を確保

医療提供体制⑥

赤字:新規施策(方向性)等

保健所 体制

業務の重点化、都職員の派遣(約100名規模)、見える化やチャットボット、ウェアラブル端末による健康観察を先行実施、進捗確認ツールの区市保健所への横展開(4月～)

保健所を通さず宿泊療養を希望する患者が直接申し込む体制(9割超が直接申込)

ワクチン

3回目接種の加速:一般高齢者(R4.1～)、警察・消防関係者(1/19～)、高齢者施設等従事者(2/3～)、保育士等(2/8～)、18歳以上の都内在住・在勤・在学者(2/28～)、予約なし接種(3/15～)、団体接種(4/11～)

4回目接種開始(区市町村:5月下旬から順次、都・大規模接種会場:6/1～)
科学的知見を踏まえて、4回目接種対象者に医療・介護従事者等を加えるように国に要望

都・大規模接種会場:6/1から4会場に再編(都庁南・行幸地下・立川南・三楽病院)

ワクチンバス(移動式接種会場)の高齢者施設・山間地域・大学派遣(2/14～、95か所)

戦略的広報の実施、企業・大学・2回目接種を実施した業種等への働きかけ(4/8～、約3.4万件)、
ワクションアプリの積極的活用(4/8～)

経口薬 中和抗体薬

経口薬提供体制の確立、高齢者施設や施設嘱託医の属する医療機関の登録促進(4/1～)
(ラゲブリオ:登録済医療機関3,580(うち施設150)・発注済薬局2,286、パキロビッド:登録済医療機関数332・対応薬局9)

臨時の医療施設における中和抗体薬の投与、
経口薬・中和抗体薬の確実な供給と円滑な流通を国へ要望

病床の確保

病床確保 レベル1

確保病床数
5,000床

〔うち 重症者用※ 300床〕

通常医療への振り替え

重症者用病床数の引下げ

病床使用率が、
20%未満 かつ **下降傾向** など

病床使用率が、
40%超 かつ **上昇傾向** など

病床確保 レベル2

確保病床数
7,216床

〔うち 重症者用※ 500床〕

※ オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床

- ✓レベルの変更にあたっては、病床使用率のほか、**重症者用病床使用率**や**病床使用率の増減スピード**等も踏まえ、**総合的に判断**
- ✓レベル2への引上げ時は、**2週間を目途に病床の確保**を要請。**都立公社は先行して病床を確保**
- ✓一般医療や救急のひっ迫状況、重症患者の割合などに応じて、通常医療への振り替えや、重症者用病床数の引下げなど、**柔軟な運用を行う**

宿泊療養施設

施設稼働 レベル1

稼働居室
約9,000室
うち

医療機能強化型 220室
妊婦支援型 40室

新規陽性者数が **減少傾向** かつ
6,000人未満(7日間移動平均) など

新規陽性者数が **増加傾向** かつ
10,000人を超過 など

※ 2週間程度でレベルを引上げ

施設稼働 レベル2

稼働居室
約12,000室
うち

医療機能強化型 220室
妊婦支援型 40室

- ✓ 宿泊療養施設の確保居室数は、現状の約12,000室規模を維持
- ✓ レベルの変更は、新規陽性者の数や増減のスピード等を踏まえ、総合的に判断

都・大規模接種会場の体制

- ✓ 3回目接種の進展・4回目接種の対象範囲を踏まえ、**大規模接種会場を4会場に再編**
- ✓ **4回目接種を6月1日から開始**（全4会場）
- ✓ **ノババックスワクチンの接種（1～3回目）を5月30日から開始**（都庁南展望室、立川南）

都・大規模接種会場一覧（6月1日～）

No.	会場名	使用ワクチン				最大接種規模	備考	
		ファイザー (1～4回目)	モデルナ (1～4回目) (3・4回目)		アストラゼネカ (1・2回目)			ノババックス (1～3回目)
1	都庁南展望室		●		●	●	1,500 回/日	予約なし接種実施（モデルナのみ） 団体接種に対応
2	行幸地下	●	●				4,000 回/日	
3	立川南	●		●		●	1,500 回/日	自力移動困難者への接種に対応
4	三楽病院	(月・木)	●				100 回/日	親子接種を実施
		(火・金)			●		800 回/日	
都・大規模接種会場の最大接種規模						7,800 回/日		

➡ ワクチンバスによる接種（約1,000回/日）と合わせて、**約9,000回/日**

企業などの皆様へ

- ◎ **業種別ガイドラインの順守**
- ◎ **テレワーク、時差出勤等、人との接触を低減する取組を徹底**
- ◎ **引き続き事業継続をサポートするため、支援策を継続**

事業継続のための備え		期限
宿泊型テレワークによるBCPの実行支援	6月末	
宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供(日帰り)【区部・多摩】		
コロナで欠勤したスーパー・コンビニ従業員の代替要員確保支援		
引き続きの感染防止対策の後押し		
高齢者を家庭での感染から守るための宿泊施設における滞在支援	6月末	
「週3回・社員の7割以上」のテレワークを実施した中小企業等に奨励金を支給		

都内観光促進事業（もっとTokyo）

- ✓ ワクチン3回接種済みの方や検査結果が陰性である方を対象
- ✓ トライアル的に、来月中には開始
- ✓ 今後、国の「Go Toトラベル」の動きや感染状況を踏まえて、全国的な観光振興と足並みを揃える

学校の対応

- ✓ 正しい手洗い、こまめな換気等の基本的な感染症対策を引き続き徹底
- ✓ 修学旅行や体育祭等の学校行事は、感染防止対策を講じた上で実施
- ✓ 家庭での検温や健康観察を継続



都立施設等の対応

5月23日以降の対応

感染防止対策を徹底した上で開館

入場者の入替制などを活用し、各施設の状況に応じ、密にならない範囲で運営

○美術館、博物館、動物園、庭園等

美術館の企画展等、一部を除き事前予約不要（混雑時は入場制限あり）

・上野動物園は事前予約不要に変更

※双子パンダ観覧は抽選継続（4,400人/日）

新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組

-第1波から第6波までの状況-

- 2年以上にわたる、東京における第1波から第6波までの**新型コロナウイルス感染症との闘いの軌跡を振り返り**
- これまでの対応を取りまとめ、積み重ねた知見や経験を活かして講じてきた**各対策における成果や課題を整理**
- 当面のコロナ対策や**今後の感染症対策に活かす**

主な対策の振り返り

- ✓ 検査体制
- ✓ 入院医療体制
- ✓ ワクチン
- ✓ テレワークの推進
- ✓ 学校における学びを止めない取組
- ✓ 都民等に向けた広報、情報発信
など

「第74回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和4年5月20日（金） 18時15分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それではただいまより第74回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始します。

最初に、都内の感染状況についてです。本日5月20日時点で重症者数は3名、オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率は2%、入院者数につきましては1,137名、病床使用率は15.7%となっております。医療への負荷は軽減をされている状況です。

次に直近の国の動きです。昨日、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにおいてマスクの着用についての考え方が取り上げられ、本日、厚生労働大臣が記者会見の予定となっております。

次に近隣3県における感染状況でありますけれども、ご覧の通りでありまして、ほぼ東京都と同様の状態となっております。

次に各局からの報告に移ります。まず、「5月23日以降の対応」につきまして総務局長お願いいたします。

【総務局長】

はい。それでは「5月23日以降の取組（案）」についてご説明をいたします。

現在の感染状況や医療提供の状況を踏まえまして、5月22日をもって、「リバウンド警戒期間」を終了いたします。しかしながら、感染が収束したということではございませんので、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底とともに、必要な取組を行ってまいります。

対象となる区域は、都内全域、期間は、5月23日以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、都民及び事業者向けに協力依頼等を行ってまいります。

まず、都民向けの要請、協力依頼です。

はじめに、基本的な感染防止対策の徹底として、こまめな換気を行うこと、混雑している場所や時間をできるだけ避け、3密を回避すること、特に人と会話する時や混雑する場所ではマスク着用を徹底することなどの協力を依頼いたします。

また、会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクの着用をすることの協力を依頼いたします。

また、感染を拡げないための行動といたしまして、早めにワクチン接種を検討することを依頼いたします。

さらに、感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請をいたします。

次に事業者向けの協力依頼でございます。

飲食店等への要請ですが、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗、いわゆる認証店につきましては、人数や時間制限の協力依頼は行わず、認証基準を適切に遵守して営業するよう要請をいたします。

一方、点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗につきましては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を 4 人以内、滞在時間を 2 時間以内とするよう協力を依頼いたします。酒類の提供・持込は、11 時から 21 時までの間とするよう協力を依頼いたします。

その他の施設への協力依頼等でございますが、イベントを開催する場合、規模要件等に沿って施設を使用することを要請いたします。

また、長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を要請いたします。

学校、大学等について、基本的な感染防止対策の実施、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知することなどの協力を依頼いたします。

イベントの開催制限については、イベント主催者等に対して、表に記載のとおり、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

また、業種別ガイドラインの遵守などを要請いたします。

次に、職場への出勤等でございます。テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼いたします。

最後に、ワクチン接種歴や検査結果確認の取組でございます。

飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴の活用や、陰性の検査結果を確認する取組を推奨するよう要請いたします。

なお、本日、開催いたしました感染症対策審議会において、「5 月 23 日以降の取組（案）」について、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

説明は以上です。

【危機管理監】

次に医療提供体制等につきまして、福祉保健局長お願いします。

【福祉保健局長】

はい。私から今後の保健・医療提供体制についてご報告いたします。

はじめに、今後の保健・医療提供体制の全体像でございます。

今後、診療・検査へのアクセスや健康観察の体制などは維持しつつ、通常医療と新型コロナ医療との両立を図ってまいります。

続いて医療提供体制でございます。

主な事項について、赤字でお示しをしております。病床につきましては通常医療との両立を図るため、病床確保レベル1、5,000床といたします。

詳細は後ほどご説明いたします。

また、感染症対策として間仕切りなどの施設整備を行う病院への支援を強化いたします。

酸素・医療提供ステーションにつきましては、現在の調布庁舎の後利用に伴いまして、立川に移転いたします。

宿泊療養施設につきましては、約12,000室の確保居室を維持した上で、施設稼働レベル1、約9,000室稼働といたします。詳細はこれも後ほど説明いたします。

なお、医療機能強化型や妊婦支援型の宿泊療養施設につきましては、レベルに関わらず、現行体制を維持してまいります。

続きまして検査体制についてでございますが、不安を感じる方を対象とした無料検査について、1日最大5万件の体制を維持した上で、5月22日までとされていた期間を当面の間延長いたします。

また、外来診療を行う診療所が新型コロナなどの感染症にも対応できるよう、間仕切りなどでゾーニングを可能にする施設整備を新たに支援することで、新型コロナの医療に当たる診療・検査医療機関を更に拡大、拡充してまいります。

自宅療養体制についてでございますが、オミクロン株の特性として自宅療養者が多いことから、発熱相談センターやうちさぼ東京などの支援体制を維持してまいります。

高齢者対策については、本日閉所となる荒川の高齢者等医療支援型施設の後継であります、赤羽の施設がすでに高齢者の受入れを開始しているところでございます。

引き続き、療養病床を持つ医療機関の活用を促進するなど、高齢者が安心して療養できる体制を強化してまいります。

子どもへの対策については、ご家庭で安心して療養できるよう、自宅療養中の子どもの往診を実施するなど強化を図っているところでございまして、引き続き体制を維持してまいります。

ワクチンについてでございます。4回目接種が5月下旬から順次、区市町村で開始されます。

都の大規模接種会場でも6月1日から接種を開始いたします。

都の大規模接種会場の再編につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、病床の確保についてでございますが、病床の使用率などに着目して、新たに2段階のレベルを設定いたします。

今回、感染状況などを踏まえまして、病床確保レベル1を適用して、5,000床の確保を医療機関に要請いたします。

今後、レベルの変更にあたっては、病床使用率のほか、重症者用病床使用率や病床使用率の増減のスピード等も踏まえまして、総合的に判断してまいります。

また、通常医療とコロナ医療との両立を図るため、一般医療や救急のひっ迫状況などに応

じまして、通常医療への振り替えや重症病床数の引き下げなど、柔軟な運用を可能といたします。

次に宿泊療養施設についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、確保居室数については現状の約 12,000 室規模を維持してまいります。

その上で、感染状況に応じて 2 段階のレベルを設定いたします。

現下の感染状況を踏まえて、レベル 1 の約 9,000 室の稼働体制といたしますが、今後、レベルの変更にあたって、新規陽性者数の増減あるいはそのスピード等も踏まえて、総合的に判断してまいります。

次にワクチンについてでございます。

3 回目接種の進展と 4 回目接種の開始に伴いまして、大規模接種会場を都庁南展望室、行幸地下、立川南、三楽病院の 4 会場に集約し、6 月 1 日から 4 回目接種を開始いたします。

また、1 回目から 3 回目の接種者を対象に、5 月 30 日から都庁南展望室及び立川南の 2 会場でノバボックスの接種も開始いたします。

6 月以降、4 つの大規模接種会場とワクチンバスを合わせまして、1 日約 9,000 回の接種体制を確保し、重症化リスクの高い高齢者などへの 4 回目接種をはじめ、接種を推進してまいります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

次に企業の事業継続に向けた取組について、産業労働局長お願いします。

【産業労働局長】

当局からは 2 点報告させていただきます。

1 点目は、企業の事業継続に向けた取組についてでございます。

事業者の皆様には、業界別のガイドラインをしっかりと守っていただくとともに、テレワークや時差出勤など、人との接触を低減する取組の徹底をお願いいたします。

また、都として事業継続を後押しするため、ホテルで宿泊しながらテレワークをする取組へのサポートや、同じくホテルを日帰りのサテライトオフィスとして提供する事業の実施期間などを 6 月末まで延長をいたします。

引き続き、これらを総合的に展開し、事業者の皆様をサポートしてまいります。

2 点目です。2 点目は都内観光促進事業「もっと Tokyo」についてです。

都民の東京での観光を後押しするため、ワクチンの 3 回目接種を受けた方などを対象として、宿泊や日帰りの旅行への助成をトライアル的に実施いたします。

来月中にスタートして、事業の成果などをみながら、今後、国の「Go To トラベル」の動きや感染状況を踏まえ、全国の観光振興と足並みを揃えてまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

次に「学校の対応」について教育長お願いいたします。

【教育長】

はい。学校の対応について申し上げます。

学校においてはこれまでに引き続き正しい手洗いやこまめな換気等の基本的な感染症対策を徹底してまいります。

修学旅行や体育祭等の学校行事についても、感染防止対策を講じた上で実施してまいります。

また、保護者の皆様にはご家庭における検温や健康観察等の取組について引き続きお願いしてまいります。

以上です。

【危機管理監】

次に、「都立施設等の対応」、他について政策企画局長お願いいたします。

【政策企画局長】

はい。私からは2点ご報告申し上げます。

まず、「都立施設等の対応」について申し上げます。

都立施設につきましては、入場者の入替制などを活用しまして、各施設の状況に応じて入場人数を三密にならない範囲で運営いたします。

美術館、博物館、動物園、庭園等は、美術館の企画展など、一部を除きまして、事前予約を不要といたします。なお、混雑時は、入場制限をする場合がございます。

これまで予約制としておりました上野動物園につきましても、事前予約を不要といたします。

なお、双子パンダの観覧につきましては、飼育上の理由によりまして、引き続き、1日あたり4,400人の抽選といたします。

以上につきまして別途、詳細を通知しますので、適切にご対応いただくようよろしくお願い申し上げます。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組－第1波から第6波までの状況－」についてでございます。

新型コロナウイルスとの闘いは2年を超えまして、この間、数度にわたり、感染の波が発生し、その度に、都は都民、事業者、医療従事者の皆様の多大なるご尽力も得て、不断の見直しを重ね、都独自の取組を機動的に実施するなど、総力を挙げて対策を講じてまいりまし

た。

こうした取組によりまして、東京の感染者数や死亡者数は、世界的に見ても低い水準に抑えることができいております。

この資料では、第1波から第6波までの特徴と、これまでの都の対応を、コロナとの闘いの軌跡として振り返るとともに、「検査体制」、「入院医療体制」、「事業継続に向けた支援」など、主な対策ごとにとり組状況や成果、課題を整理いたしまして、さらにモニタリングしてまいりましたイギリスやフランスなど主要な国の状況も掲載してございます。

また、この間、感染状況とその分析を行ってきたモニタリング会議の資料ですとか、国に対して要望してきた事項など、別添資料として取りまとめ、記録としてWeb上に掲載してまいります。

今後の感染症対策に活かす資料としてご活用いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

【危機管理監】

各局からの報告は以上と伺っておりますけれどもこのほかに、Web参加の方も含めましてこの場でご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に本部長からご指示をいただきます。お願いいたします。

【本部長（知事）】

はい。第74回の対策本部会議であります。

昨日、モニタリング状況について公表いたしましたが、医療提供体制が1段階下がりました、「黄色」となっております。

「重症患者数そして重症者用の病床使用率は低下しており、コロナ医療と通常医療との両立を図っていく必要がある。」との分析結果となっております。

3月21日の重点措置終了以降、病床使用率・重症病床使用率が大幅に減少するなど、医療の逼迫状況は改善しておるとともに、新規陽性者数も下降傾向にございます。

また、懸念されておりましたゴールデンウィーク後の感染拡大も見られておりません。

こうしたことを踏まえまして、5月22日日曜日をもちまして、「リバウンド警戒期間」を終了することといたしました。

この間の皆様方のご協力に対し感謝を申し上げます。

しかし、コロナとの闘いはこれからも続きます。

5月23日以降は、基本的な感染防止対策を徹底することによりまして、感染を抑えるステージへと入っていきたいと考えております。

取組等の具体的内容につきましては、先ほど、関係局長から報告があったとおりでございます。

この後、都民・事業者の皆様に対して、改めて呼びかけを行ってまいります。
各局等におきましては、連携を密にして、全庁一丸となって対策に取り組んでいただき
たい。

よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第74回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。